

春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない者の成年後見制度の利用を支援するとともに、市民後見人の育成、活動支援等を行うため、春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター（以下「権利擁護センター」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委託)

第2条 市は、権利擁護センターの運営を社会福祉法人春日井市社会福祉協議会に委託するものとする。

(事業内容)

第3条 権利擁護センターは、次に掲げる事業（以下「事業」という。）を行うものとする。

- (1) 成年後見制度に関する相談及び利用支援
- (2) 成年後見制度に関する広報及び啓発
- (3) 市民後見人の育成、活動支援及び監督等
- (4) 市民後見人候補者の登録及び受任の調整
- (5) 成年後見制度に関わる関係機関等との連携
- (6) 市長申立て事務に関すること。
- (7) 成年後見制度利用支援事業に関すること。
- (8) 任意後見制度及び日常生活自立支援事業に関する相談及び利用支援
- (9) 前各号に掲げるもののほか、権利擁護センターの運営について必要な事業

(対象者)

第4条 前条第1号の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 5 条に規定する精神障害者
- (2) 前号に該当する者の配偶者又は親族
- (3) 第 1 号に該当する者と関係を有する福祉・保健・医療関係者又は行政関係者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
（成年後見制度に関する相談及び利用支援）

第 5 条 第 4 条第 1 号の相談及び利用支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 専門職相談 成年後見制度に関する専門性の高い相談及び民法（明治 29 年法律第 89 号）に規定する成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の活動に関する高度な相談に対応するため、弁護士又は司法書士による相談を予約制で行うもの
- (2) 一般相談 成年後見制度に関する相談に対応するため、権利擁護センターの職員による相談を行うもの
- (3) 申立支援 成年後見制度の利用が必要な場合に適切な利用ができるよう、権利擁護センターの職員による申立の支援を行うもの
（利用料）

第 6 条 権利擁護センターの利用料は、無料とする。

（春日井市市民後見人サポート委員会）

第 7 条 市民後見人候補者の選考及び受任の調整並びに市民後見人の支援等を行うため、権利擁護センターに春日井市市民後見人サポート委員会を置く。

（春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター専門委員会）

第 7 条の 2 権利擁護センターの運営等について専門的な意見を聴くため、春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター専門委員会を置くことができる。

(市民後見人育成研修)

第8条 権利擁護センターは、市民後見人を育成するため、成年後見人等の業務を適正に行うために必要な知識、技術、社会規範、倫理性等を習得するための研修（以下「育成研修」という。）を実施する。

(市民後見人候補者登録バンク)

第9条 権利擁護センターは、市民後見人候補者登録バンク（以下「登録バンク」という。）を設置する。

2 登録バンクの設置及び運営に関する事項は、別に定める。

(市民後見人の活動支援等)

第10条 権利擁護センターは、市民後見人の活動を支援するため、研修の実施、助言その他必要な援助を行うものとする。

2 権利擁護センターは、市民後見人の活動に要する費用として、市民後見人に対し、月額3,000円を助成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者及びこれに準ずる者の市民後見人として活動する場合で、市長が特に必要があると認めたときは、権利擁護センターは、市民後見人に対し、月額5,000円を助成することができる。

(秘密保持)

第11条 権利擁護センターの職員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に平成 25 年度及び平成 26 年度に実施した市民後見人養成研修等を修了した者のうち権利擁護センターが適当と認めるものは、第 8 条の育成研修を修了した者とみなす。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。